

Title	近藤重人君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.7 (2016. 7) ,p.152- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160728-0152

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 太田 達也

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士 亀井源太郎
(法学) (東京都立大学)

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・法学博士
Dr. J. 「ベルリン・フンボルト大学」
フィリップ・オステン

近藤重人君学位請求論文審査報告

I はじめに

近藤重人君が提出した博士学位請求論文は「サウディアラビアとアラブ・イスラエル紛争—アラブの大義と対米依存の狭間で—」と題され、A4用紙二〇四ページからなっている。そのうちイスラエル建国へのサウディアラビアの対応を論じた第一章および第四次中東戦争時の石油戦略を論じた第三章はそれぞれ『法学政治学論究』に掲載された論文を加筆修正したものである。

本論文で、近藤君は日本の中東政治研究がこれまでにほとんど手を付けていないアラブ対外政策史の分野において、サウディアラビアのパレスチナ問題への関与を主要テーマとし、第二次世界大戦直後のイスラエル建国から二〇〇二年三月アブドゥッラー皇太子が中東和平提案を発表するまでの長期的過程を、対米関係を含めて広範詳細に論じている。

同君はまた資料的制約の中で収集したアラビア語、英語、フランス語文献を駆使してこのテーマに挑み、錯綜する資

料の中からある程度の筋道をつけている。この意味で近藤君の論文は、日本で初めての本格的なアラブ・イスラエル紛争をめぐるサウディアラビアの対外政策史研究と言えるだろう。

II 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章 分析の視角

第一節 問題の所在

- (1) サウディアラビアとアラブ・イスラエル紛争
 - (2) 米ソ冷戦、中東域内政治、脱植民地化との関係
- 第二節 先行研究における本研究の位置付け

- (1) 先行研究——一九七〇・八〇年代——
- (2) 先行研究——一九九〇年代以降——
- (3) 本研究の位置付けと特色

第三節 分析枠組み

- (1) アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策
- (2) 安全保障
- (3) 経済的利益
- (4) アラブ意識、イスラーム

第一章 サウディアラビアとイスラエル建国

第一節 問題の所在

第二節 ローズヴェルト大統領の約束

- (1) 第二次世界大戦とユダヤ人難民
- (2) スエズ運河上の米サ首脳会談

第三節 トルーマン政権の親シオニスト政策

- (1) ユダヤ人移民の推進
- (2) ヨーム・キップール声明
- (3) アラブ諸国間の対立

第四節 国連パレスチナ分割決議

- (1) 国連パレスチナ問題特別委員会
- (2) 国連パレスチナ分割決議

第五節 イスラエル建国と第一次中東戦争

- (1) 第一次中東戦争とサウディアラビア
 - (2) 休戦協定とその後
- 第六節 結語

第二章 サウディアラビアの石油禁輸措置とイスラエル認識

第一節 問題の所在

第二節 第二次中東戦争

- (1) サウディアラビア・エジプト関係の深化
 - (2) 第二次中東戦争と対英仏石油禁輸措置
 - (3) 「アラブの冷戦」とサウディアラビア
- 第三節 第三次中東戦争

- (1) 第三次中東戦争への道
 - (2) 第三次中東戦争と対米英石油禁輸措置
- 第四節 「三つのノー」と国連安保理決議二四二号
- (1) ハルツーム首脳会議の「三つのノー」
 - (2) 国連安保理決議二四二号
- 第五節 結語
- 第三章 サウディアラビアとアラブの石油戦略
- 第一節 問題の所在
- 第二節 第四次中東戦争への道
- (1) サウディアラビア外交
 - (2) クウェート外交
 - (3) 国際石油市場の構造変化
- 第三節 第四次中東戦争とアラブの石油戦略
- (1) 第四次中東戦争の勃発と原油生産削減措置の発動
 - (2) 対米石油禁輸措置の発動
- 第四節 アラブの石油戦略の終息
- (1) 原油生産削減措置の解除
 - (2) 対米石油禁輸措置の解除
- 第五節 結語
- 第四章 サウディアラビアと中東和平提案
- 第一節 問題の所在
- 第二節 ファハド和平提案
- (1) キャンプ・デーヴィッド合意とサウディアラビア

- (2) ファハド和平提案(一九八一年)
 - (3) フェズ和平提案(一九八二年)
 - (4) 中東和平の停滞
- 第三節 アラブ和平イニシアティブ
- (1) 中東和平プロセスとサウディアラビア
 - (2) アラブ和平イニシアティブ(二〇〇二年)
 - (3) サウディアラビア社会の反応

第四章 結語

終章 結論

Ⅲ 本論文の内容

本論文の内容は、以下の通りである。

本論文では、アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策が、アラブの大義と対米依存という同国を取り巻く二つの重要な要請の狭間で、いかに形成されてきたかという問題を考察している。その際、第一にアラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策の目的を、安全保障、経済的利益、アラブ意識、イスラームという四つのキー・タームを設定して分析している。第二にアラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策が第二次世界大戦後のイスラエル建国期から二〇〇〇年代まで

長期的に見てどのように変化してきたかを考察している。第三にサウディアラビアの最高権力者以外の主体（アクター）が同紛争にどのように向き合ってきたかという点はこれまで十分に議論されてこなかったが、この問題に新たな視点を加えている。

序章では、先行研究の中での本論文の位置づけと分析枠組みについて、より詳細な説明がなされる。第三節は、アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策の主体が、サウード家を中心とした政治指導者と、体制派の宗教指導者から構成されていることを指摘する。次に、同政策の具体的な手段としては、軍事的・経済的・政治的な手段があることを指摘する。最後に、同政策の目的としては、自国の安全保障を確保するという目的以外に、アラブの大義を追求するという、アラブ人としての意識に根差した目的もあることを確認する。さらに、イスラームや経済的利益の確保も同政策を考察する上で重要であると指摘されている。

第一章「サウディアラビアとイスラエル建国」は、サウディアラビアの政治指導者がイスラエル建国に対して、ど

のように対応したかという問題を対米関係を軸に議論している。トルーマン大統領は、第二次世界大戦後ヨーロッパで取り残されたユダヤ人難民のパレスチナへの移住とそこでのユダヤ人国家創設を推進しようとした。パレスチナが紛れもなくアラブ人の土地だと考えたアブドゥルアジーズ国王は、このアメリカの政策に強く反対した。他方、サウディアラビア北方に位置するトランスヨルダンのアブドゥッラー国王は、拡張主義的な姿勢を明確にした。そのため、アブドゥルアジーズ国王は息子のサウード王子をアメリカに派遣し、自国の安全保障に対するアメリカの協力を得ることになった。

一九四七年国連パレスチナ問題特別委員会はパレスチナをアラブ人とユダヤ人の国に分割する多数派案を提出した。ユダヤ機関はこの提案を支持し、アメリカも支持を表明する。これに対してアブドゥルアジーズは、アメリカが最終的にパレスチナ分割案を支持した場合、そのアラブ諸国にある経済利権に致命的打撃が加わると警告した。しかし、アメリカは結局この提案を元にした国連パレスチナ分割決議案に賛成票を投じた。アブドゥルアジーズ国王はアメリカのこの行動に失望したが、それ以上にイラクやトランスヨルダンがもしサウディアラビアに侵入した場合、アメリカ

カがサウディアラビアを支援するかという点を重視した。国王は自国の領域の安全保障の確保を第一に考えたが、他方ファイサル王子は、国連でアラブ諸国の一員としてパレスチナ分割に強く反対した。

近藤君はイスラエルが建国される過程にいかに対処したかを丹念な資料収集と読解によって再構成しようとしている。リヤードにあるアブドゥルアジーズ国王館の文書・写本センターで得た手紙の写しは、アブドゥルアジーズ国王が一九四五年三月一〇日にローズヴェルト大統領に送った書簡であり、パレスチナ問題に関するアブドゥルアジーズ自身の見解をより詳しく説明したものである。また同館所蔵のサウディアラビアのパレスチナ政策に関する『サウディアラビア王国とパレスチナ…探究と研究』（第五巻、二〇〇六年）からは、国王がトルーマン大統領のパレスチナ政策に強い懸念を抱いていたことが分かる。さらに、サウディアラビアの官報である『ウナム・ル・クラ』紙を使用し、国連英米調査委員会が活動を行っていた一九四六年三月に、国王が同委員会にアラブ側の主張を記した覚書を送付していたことを確認している。

他方活動を開始して間もないアラブ連盟についても、近藤君はアラブ統一研究所編『アラブ連合計画一九三―二

〇〇九年』（二〇〇九年）を使用し、ユダヤ人一〇万人のパレスチナへの移住を勧告した一九四六年五月の国連英米調査委員会の報告書に対抗し、アラブ連盟が使用可能なすべての手段を用い、パレスチナのアラブ人を支援するとう決定を下していたことや、ダルワザ『現代アラブ運動について』（一九五一年）に拠り、第一次中東戦争勃発と同時に、パレスチナが単一の国家として独立するべきであるという電報を、アラブ連盟が国連に送っていたことを指摘する。

またこれまで第一次中東戦争に派遣されたサウディアラビアのムジャーヒディーン（戦闘部隊）の活動は、ほとんど知られていなかった。近藤君は、マールイク『名譽名簿』（一九六五年）に拠り、第一次中東戦争時に参加したサウディアラビア人ムジャーヒディーンの具体的な死傷者数を確認した。さらに『ウナム・ル・クラ』紙に基づき、彼らはエジプト軍の指揮下でパレスチナでの戦闘に加わっていたことを明らかにしている。

以上のアラビア語資料から、近藤君は本章でサウディアラビアの政治指導者が、アラブの土地やイスラームの聖地を解放するという思いを強く持っていたことに注目する。例えば、アブドゥルアジーズ国王がアラブの土地であるパ

レスチナへのユダヤ人の流入に深い懸念を表明していることなどである。

第二章「サウディアラビアの石油禁輸措置とイスラエル認識」は、第二次中東戦争と第三次中東戦争時のアラブ域内関係とそこでのサウディアラビアの政策対応を考察している。第二次中東戦争が勃発すると、サウディアラビアは英仏との外交関係を断絶し、さらに両国に対して石油禁輸措置を発動した。これはエジプトを支援するための措置であった。サウディアラビアの安全保障と経済に絶大な影響力を有するアメリカは、この時サウデイと同様に英仏を批判する立場にあり、サウデイは対米関係を心配することなく、石油禁輸措置という強硬な手段を発動できた。

一九六七年六月にイスラエルはアラブ諸国に対して奇襲攻撃を仕掛け、第三次中東戦争が勃発した。戦争勃発直後、エジプト主導の下アラブ諸国が次々と対米英石油禁輸措置を発動し、サウディアラビアも足並みを揃えた。しかし石油禁輸措置の発動によって財政状況が悪化したことから、次第に同措置の解除に動き出した。そして、サウディアラビアは石油禁輸措置を持続させたいイラクの反対を押し切り、九月にアラブ諸国は対米英石油禁輸措置を解除した。

第三次中東戦争によって圧倒的な敗北を喫したアラブ諸国は、同戦争で占領された土地からイスラエルを撤退させるため、一段とイスラエルに対して強硬な態度を示すようになった。サウディアラビアは既に第二次中東戦争の直後からイスラエルの存在を「歴史的な事実」として認めざるをえないと考えていたが、他のアラブ諸国と同様イスラエルにすべての占領地から撤退するよう訴えた。中でも同国が最も重要だと考えたのは、イスラームの聖地エルサレムからのイスラエルの撤退であった。

これまでの中東政治研究においては Malcolm Kerr: *The Arab Cold War* (1971) などを除くと、一九五〇年代、六〇年代のアラブ対外政策史研究は当時のアメリカの政策的関心の低さもあつてか、手薄であった。日本での研究においてはほとんど手が付けられていない分野である。近藤君はサウディアラビア情報文化省編『サウディアラビアの出来事』(一九五七年)、アラブ統一研究所編『アラブ連合計画一九一三―二〇〇九年』(二〇〇九年)、パレスチナ研究所編『アラブ・パレスチナ文書一九六五年版、一九六七年版』、『ウナム・ル・クラー』紙(サウディアラビア官報)などのアラビア語資料に加えて、米英の外交文書も使って、「アラブ意識によって突き動かされた政策」の実態を解明

しようとする。本章での分析は日本のアラブ域内関係史研究において、アラビア語資料の読解に基づき、十分なオリジナリティを持ったものと言えよう。

第三章「サウディアラビアとアラブの石油戦略」は、第四次中東戦争時におけるアラブの石油戦略を論じる。アラブ諸国は一九七三年一〇月一七日には原油生産削減措置を、一〇月二〇日以降はアメリカをはじめとする国々に対する石油禁輸措置を発動した。当時のアラブ世界でイスラエルとそれを支持するアメリカに対する反感が強く、ファイサル国王は安全保障環境を多少悪化させてでも反米的な姿勢を取る必要があると感じたからであった。石油戦略の発動と時を同じくして原油価格も急上昇したため、アラブ諸国は自国の石油収入の低下を恐れることなく石油戦略を発動することができた。一一月四日には、原油生産量を戦争勃発前の水準と比べて二五%削減することで合意した。こうして石油危機は最も深刻な局面を迎えた。

一一月以降は、西側諸国がアラブ諸国に歩み寄り、アラブの石油戦略が終息過程に入った。その過程で重要な役割を果たしたのがサウディアラビアであった。サウディアラビアはもともと近い関係にあったアメリカとハイレベル

な政治接触を繰り返し、石油禁輸措置の解除を決め、他のアラブ諸国も一九七四年三月対米石油禁輸措置を終焉することを決めた。このように、サウディアラビアはアラブ諸国の反米感情に逆らえなくなつてアラブの石油戦略を発動したが、アメリカが油田地帯占領の可能性を示唆し安全保障上の脅威認識が高まると、対米関係を回復させる方向へと舵を切った。

同君はクウェート留学中に集めた資料に基づき、本章でアラブ産油諸国の中でクウェートの位置、役割、行動に踏み込んだ分析を行っている。「アラブ・パレスチナ文書一九七二年版、一九七三年版」に拠り、クウェート国民議会でのサバーフ首長の演説内容と議会決議から、開戦一年前から、クウェートはエジプトが戦端を開いた場合「石油の政治利用」に打って出る旨明言していたこと、またクウェート紙『ラーイ・アーンム』を引用し、一九七三年九月サアド国防相が、クウェートはエジプト支援のために石油武器を使う最初のグループの一員になるだろうと発言したことを指摘する。その他『アラブ・パレスチナ文書一九六九年版』を引用し、一九六九年八月のエルサレムのアルIIアクサー・モスク放火事件を受け、ファイサル国王が「世界のムスリムの指導者と人民に対し、エルサレムのイ

スラム聖地を解放するために、……武装し立ち向かうよう訴える」という強いメッセージを發した事実にも言及している。本章はアラビア語資料に基づいた十月戦争と石油戦略をめぐるアラブ対外政策史研究として、日本の中東政治研究の中で高く評価できるものである。

第四章「サウディアラビアと中東和平提案」は、ファハド和平提案とアラブ和平イニシアティブというサウディアラビアが一九八〇年代以降打ち出した二つの中東和平提案の意義を論じる。一九八一年八月に發表されたファハド和平提案には二つの意図がある。第一に、サウディアラビアはキャンプ・デーヴィッド合意のパレスチナ問題に関する規定が不十分であると感じ、今一度アラブ諸国のアラブ・イスラエル紛争に関する立場を明確にしておきたいという意思が高まったことである。キャンプ・デーヴィッド合意に対する不満は、一九八〇年七月イスラエルがエルサレムを自国領土に組み込んだことで高まった。イスラエルによるエルサレム支配という問題は、サウディアラビアが最も大きな関心を寄せる争点であり、ファハド和平提案はそうしたイスラームの規範上容認することができない事態に対する反発を表明したものであった。第二に本提案の發表に

よって、良好な対米関係の維持とアラブ域内政治での主導権の確保を同時に達成しようとした。

近藤君は、ファハド和平提案に関してサウディアラビアの「親米派」と「親アラブ派」の王族の間ではそれほど大きな態度の違いが見られなかったとする。「親アラブ派」と見られたハーリド国王が一九八一年一月に米大統領に送付した書簡は、基本的にファハド和平提案の骨格となる考えを表明し、同じく「親アラブ派」と見られたアブドゥラー国家警備隊長官は、ファハド和平提案の三カ月後に、中東地域のすべての国家が平和的に生存するのはイスラエルがアラブ側に譲歩した後であると主張したが、この見解も同提案を支持したうえで補足説明を加えたものだと捉える。また『パレスチナ研究雑誌』（一九九三年）を使って、一九九三年九月湾岸協力会議（GCC）諸国がイスラエルとPLOが相互承認したオスロ合意を、アラブ・イスラエル紛争解決に向けた「最初の一步」として評価した事実を明らかにしている。

本章ではさらに一九九〇年八月二日にイラクがクウェートに侵攻し、湾岸危機が勃発して以降のアラブ域内関係史が克明にフォローされ、二〇〇〇年九月パレスチナでのアル・アクサー・インティファダ発生、二〇〇一年九・一

一事件を経て、二〇〇二年三月二八日アブドゥッラー皇太子がアラブ連盟首脳会議で発表したアメリカの立場により配慮した中東和平提案が取り上げられる。アラブ和平イニシアティブのイスラエルに対する要求事項は、一九八二年のフエズ和平提案をほぼそのまま受け継いでいる。しかしアラブ和平イニシアティブでは「(アラブ諸国が) 包括的な和平という文脈で、イスラエルと正常な関係を樹立する」と述べ、アラブ諸国によるイスラエルの国家承認を明確に打ち出している。近藤君は『ハヤート』、『クドス・ル・アラビー』両紙に拠り、イスラエルのヨルダン川西岸地区侵攻に対抗して二〇〇二年四月にイラクが実施した石油禁輸措置をほとんどの中東諸国が支持せず、サウディアラビアがそれに対抗し、むしろ石油を増産させる姿勢を見せた事実を明らかにしている。

と同時に同君はサウディアラビア国内の宗教界、世論や反米感情、反政府運動の動向にも目を向けている。『パレスチナ研究雑誌』(一九九五年)に拠り、サウディアラビアの最高宗教権威が一九九五年一月ムスリムの力が弱い時にはイスラエルと和平を結ぶことも許されるという見解を示したこと、『クドス・ル・アラビー』紙に拠り、二〇〇二年四月サウディアラビアの知識人一三人がイスラエル

とアメリカを「悪の枢軸」と呼んで非難する声明を出したことなどを明らかにしている。本章は、一九七九年〜二〇〇二年という長期にわたるサウディアラビアのパレスチナ和平への関与をアラブ域内関係史の広い視野で考察したものである。

終章は、本論文の結論を提示する。アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策は、六〇年の時を経て大きく変化した。アブドゥルアジーズ国王はパレスチナにユダヤ人の国家が出現することを認めなかったが、一九四七年にイスラエルが建国され、同国が軍事強国となり、第三次中東戦争時には領土を拡張したため、サウディアラビアは徐々にこの国の存在を認めざるを得ないと感じるようになった。そして、現在ではイスラエルの存在を前提としたアラブ和平イニシアティブを掲げている。

サウディアラビアの政治指導者は、アラブ・イスラエル紛争に関する政策を形成する際、なるべくアラブの大義と対米依存という同国を取り巻く二つの重要な要請の双方を重視しようとした。しかし、そのどちらか一方を選ばなければならぬ時には、後者をより優先した。すなわち、アラブの土地やイスラームの聖地を解放するという思いは、

サウディアラビアの歴代の最高権力者がこの問題に関与する原動力となってきたが、それは同国の安全保障や経済的利益を損なうまで達成すべき目標ではなかった。このことは第二次、第四次中東戦争時に発動された石油減産・禁輸措置の分析から明らかである。

他方、そうした最高権力者の周りには、常に彼らよりもアラブの大義やイスラームの価値観を重視する政治指導者をアラブ諸国、サウディアラビア国民などがいた。例えば、イスラエル建国時のファイサル王子、第四次中東戦争時のクウェート、一九九〇年代以降の改革派の宗教指導者などである。したがって、サウディアラビアの最高権力者は、今後もアラブの大義と対米依存という相反する要素のバランスを取りながら、アラブ・イスラエル紛争に関する政策を実施せざるをえないだろう。

IV 本論文の評価

本報告書の「はじめに」で述べたように、本論文の意義は、日本の中東政治研究ではこれまで未開拓であったアラブ対外政策史の分野において、近藤君がサウディアラビアのアラブ・イスラエル紛争への関与を主要テーマに設定し、第二次世界大戦直後から二〇〇〇年代初期までの長期的過

程を、対米関係を含めて広範詳細に考察したところに求められる。

また上記との関連で十分に評価されてしかるべきは、同君が資料的制約の中で精力的にアラビア語、英語、フランス語文献を収集し、これらを駆使してこのテーマに取り組んだ点である。同君は二〇一二年二月～七月、資料調査と現地事情の視察のため、サウディアラビアのキング・サウード大学法政治学部にも客員研究員として滞在し、アブドゥルアジーズ国王館をはじめとして一九四〇年代のサウディアの対パレスチナ政策に関する資料を収集した。これは「Ⅲ 本論文の内容」で触れたように第一章に活かされている。また同君は本塾修士課程在学中の二〇〇八年一〇月～翌年八月、クウェート大学附属語学センターにおいてアラビア語研修を受けた。このクウェート留学中に集めた資料に基づき、「Ⅲ 本論文の内容」で触れたように第三章を執筆している。

と同時にもう一つ見落としてはならない本論文の分析の特徴は、安全保障、経済的利益、アラブ意識、イスラームという四つのキー・タームを、アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策を分析する概念として選び出し、活用している点である。これらのキー・タームは元

来個別的に使われてきたが、本論文では考察対象とするそれぞれの時期でそれらがどういう組み合わせになるか、また一九四五年～二〇〇二年という長期にわたってそれらが全体をどのように通底しているかを分析しているのである。

このようにして、イスラエル建国への対応(第一章)、第二次、第三次中東戦争における石油禁輸措置(第二章)、第四次中東戦争時の石油戦略(第三章)、一九八〇年以降サウディアアラビアが行った二つのパレスチナ和平提案(第四章)が組上に載せられている。

本論文を全体として見ると、近藤君が精力的に収集したアラビア語資料を駆使して、第二次世界大戦後サウディアアラビアの最高指導者たちがアラブ・イスラエル紛争に対してどのように対応してきたかについて、錯綜する資料の中からある程度の筋道をつけ、パターンを見つけていることが高く評価できる。すなわち一つは、第二次世界大戦後の長期過程を通して最高指導者の政策決定には、①対米関係を含む安全保障の配慮、②同じく対米関係を含む経済的利益、③アラブ連帯意識、④イスラーム的配慮という四つの政策目標の相互関係が大きく影響している点である。すなわち③、④に基づいたサウディアアラビアの外交・軍事行動は①、②と矛盾しない限り実行されるが、①、②と両立不

可能な場合には①、②に基づいた政策が優先されるということである。もう一つは、五十有余年の長期過程を経て、サウディアの対イスラエル認識に大きな変化が見られ、アラブ諸国によるイスラエルの国家承認を明確に打ち出すようになったという点である。その意味で近藤君の論文は、日本で初めての本格的なアラブ・イスラエル紛争をめぐるサウディアアラビアの対外政策史研究と言えるのである。とはいえ、本論文の議論にも問題点がまったくないわけではない。

第一に、本論文の時期設定は、第二次世界大戦直後から二〇〇〇年代前半までの長期にわたり設定されている。これは対外政策史上の諸問題を明確化する意味では、有効な時期設定と言える。しかし今後近藤君がサウディアアラビア対外政策史の研究をさらに本格化させるのであれば、それぞれの問題の確認に即したより限定的な時期を設定し、その問題の分析に相応しい分析枠組を採用することで、研究の精度をより一層向上させることができるのではないだろうか。

第二に、次の五点について議論を補充することが、近藤君のサウディアアラビア対外政策史論をより豊かなものにするのではないだろうか。①第一章において、パレスチナ問

題が当時のサウディアラビアの内外政策の中で占める位置をより明確に示す。②第一、第二章で取り上げられるファイサル皇太子（一九六四年以降は国王）の対米態度の変化について、政策の一貫性と不連続性の観点からより十分な分析と評価を行う。③第二章で論じている第三次中東戦争において、アラブ諸国が一九六七年六月に発動した対米英石油禁輸措置を九月には解除した政策変更の要因を十分に説明する。④戦後サウディアラビアの対外政策史全体を通底する要素として、対米依存とアラブの大義のジレンマを指摘している。そのジレンマは同国王族内の派閥対立を意味するのか、それとも王家の政治指導者個人の心理の中の葛藤を意味するのか、この点について敷衍する。⑤近藤君は、序章において、サウディアラビアの最高権力者以外の主体（アクター）がこの紛争にどのように向き合ってきたかを考察対象に入れるとし、第四章で国内の宗教指導者の発言、世論、反米感情、反政府運動の動向にも目を向けている。その際最高指導者がこうした国内動向をどの程度配慮したかという点についてより踏み込んだ分析を行う。

このように、本論文にはさらなる検討を要すると思われる箇所がないわけではない。しかしそれらは、日本の中東政治研究ではこれまで未開拓であったアラブ対外政策史の

分野において、サウディアラビアのアラブ・イスラエル紛争への関与にフォーカスを当て、アラビア語資料を駆使して考察した本論文の価値をいささかも損なうものではない。以上から、審査員一同は、日本で初めての本格的なアラブ・イスラエル紛争をめぐるサウディアラビアの対外政策史研究に取り組み、中東政治の中の湾岸産油国の特異な位置を解明した本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと評価する次第である。

二〇一六年二月二十六日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	富田 広士
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	井上 一明
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	高橋 伸夫